

平成 21 年 11 月 16 日
地 震 火 山 部

震度に関する勉強会 運営要領

1. 目的

震度についての意見及び情報の交換を行うことを目的として「震度に関する勉強会」（以下「勉強会」という。）を開催する。

2. 勉強会で取り扱う事項

勉強会は、震度に関する以下の技術的事項についての意見及び情報の交換を行うものとする。

- ア．地震動及び被害の特徴と震度との関係
- イ．震度に関する研究成果や知見

3. 勉強会の構成

- （１）勉強会は、気象庁地震火山部長が主催する。
- （２）気象庁地震火山部長は、勉強会の開催の都度、震度に関する学識を有する者に、勉強会への出席を依頼する。
- （３）座長は、勉強会の出席者の中から気象庁地震火山部長が依頼する。
- （４）座長は、勉強会の会務を総括する。

4. 勉強会の公開

- （１）勉強会は、原則として公開とする。
- （２）勉強会において交換された意見及び情報については、その要旨を勉強会終了後速やかに公開する。

5. その他

この要領に定めるもののほか、勉強会の運営に関して必要な事項は、気象庁地震火山部長が勉強会に諮って定める。